

令和4年11月

四條畷市財務会計システム更改

- ・運用保守貸借業務に係る仕様書

目次

| | |
|---|----|
| 1. 事業名称..... | 1 |
| 2. 事業実施場所..... | 1 |
| 3. 目的..... | 1 |
| 4. 基本方針..... | 1 |
| 5. 提案システム範囲（業務範囲）..... | 2 |
| 6. データ移行時期及び稼動スケジュール..... | 2 |
| 7. データ移行範囲..... | 2 |
| 8. プロジェクト管理..... | 3 |
| 9. 提案システム要件..... | 4 |
| 10. 開発要件..... | 4 |
| 11. クラウド要件..... | 5 |
| 12. 導入支援..... | 6 |
| 13. 運用保守..... | 7 |
| 14. 監視業務..... | 8 |
| 15. 非機能要件..... | 8 |
| 16. セキュリティ要件..... | 9 |
| 17. 機能要件..... | 9 |
| 18. 成果物..... | 9 |
| 19. 四條畷市財務会計システム更改・運用保守貸借業務に係る機能要件回答..... | 10 |
| 20. その他留意事項..... | 10 |

1. 事業名称

四條畷市財務会計システム更改・運用保守賃貸借業務

2. 事業実施場所

大阪府四條畷市中野本町1番1号 四條畷市役所

3. 目的

現在の財務会計システム（以下、現システム）は、平成26年度より運用するものであり、令和6年3月をもって契約を終了する。この度、最新環境への対応と業務改善による総体的な運用コストの削減を推進するため、財務会計システム（以下、新システム）を構築する。

4. 基本方針

本事業にて選定された新システムへの更改にあたり、必要なハードウェア及びソフトウェアについて、運用保守及び契約満了後の廃棄までを含め調達を行うこと。

新システムの稼働に関しては、現行のシステムデータを可能な限り移行し、運用開始時に必要なデータセットに関しても全て完了していること。運用保守にあたっては、システム稼働状況及び性能等の監視を行い、問題発生時には速やかに是正を行うこと。また、行政事務及び市民サービス全体に影響を及ぼす障害等が発生した場合は、速やかに連絡を取ることができる体制を確保すること。

(1) クラウド版システム

システム構築に際しては、インターネットから分断された環境へ構築し、データセンターにサーバーを設置するクラウド型とする。

(2) 通信回線

本庁舎とデータセンター間の通信回線には、LGWAN若しくはインターネットを介さない閉域網を使用し、強固なセキュリティを確保すること。

(3) 官公庁の実績

システムの適合性の観点から、官公庁においてクラウド型システムの導入実績があり、かつ官公庁において財務会計システムの導入実績があること。

(4) 自社パッケージシステム

提案システムは、提案事業者が自らパッケージ開発したソフトウェアであり、打合せ・開発・納品作業及び稼働後の保守作業についても自社の正社員（プロジェクトマネージャ・プロジェクトリーダー・各サブシステムの打合せ担当SE、保守担当SEは正社員必須）にて対応するものとする。

(5) 地域情報プラットフォーム準拠

将来の他システム連携の柔軟性の観点から提案システムは、地域情報プラットフォーム標準仕様V2.1に準拠しており、準拠登録番号を取得していることとする。

(6) 利用クライアントパソコン台数

新システムを利用するクライアントパソコン台数については、500台以上とし、アカウント数は1,000個まで対応できること。

利用職員数やデータ量の増加に対応できるシステムであること。但し、増加に対応する

ためのハードウェア増設に伴う費用は、この業務に含めないものとする。

(7) クライアント環境

クライアント環境は、本市既存の業務用 PC 全てに運用可能であること。また、クライアント PC の増設、移設、更新、入替等が発生した場合でも、設定作業を事業者へ委託する必要が無く、追加費用を必要としないものとする。

5. 提案システム範囲（業務範囲）

財務会計システムについては以下の支援システムを備えているものとする。

- (1) 予算編成支援システム
- (2) 予算執行支援システム
- (3) 決算統計支援システム
- (4) 公会計システム
- (5) 起債管理システム
- (6) 契約管理支援システム
- (7) 業者管理支援システム
- (8) 固定資産、備品管理支援システム

※詳細の仕様は、別紙「四條畷市財務会計システム機能要求書」のとおりとする。

6. データ移行時期及び稼働スケジュール

本事業の実施にあたり、受託者は受託内容を確実に履行できる体制を設けること。データ構築から運用開始までのスケジュールについては以下のとおりとし、令和5年10月からの予算編成支援システム稼働及び令和6年4月からの全システム稼働に支障をきたすことのないスケジュール及び体制を提案すること。データの移行については、原則令和6年3月末日までに完了させるものとし、本番稼働については予算編成支援システムのみを令和5年10月から、全システム稼働を令和6年4月からとする。システム設計やデータ移行等も含めた各工程については、本市と十分な協議の上、適切なスケジュールを作成すること。令和6年4月からは、新システム単独で稼働することとし、移行した過去のデータと新システムの動作に矛盾がないこと。なお、データ移行に際して、並行稼働等の必要がある場合、運用に係る費用相当額を事業実施事業者が負担し、関係業務への影響を極力与えないよう事前に協議すること。

(1) 令和5年3月頃～

事業者決定、契約締結及び新システム構築開始、順次データ移行を行う

(2) 令和5年10月頃～

予算編成支援システムが稼働開始

(3) 令和6年4月頃～

すべてのシステムが稼働開始

7. データ移行範囲

新システムへ移行するデータ範囲は、以下のとおりとする。

現システムのデータは、本市より CSV 形式で提供する。実施事業者は、提供されたデータを全

て新システムへ移行すること。

(1) 財務会計システム

(ア) 債権者情報（現システム：株式会社 TKC）

全データ

(イ) 予算情報（現システム：株式会社 TKC）

令和元年度～令和 5 年度の全データ（最低 5 年度分）

(ウ) 収入・支出情報（現システム：株式会社 TKC）

令和元年度～令和 5 年度の全データ（最低 5 年度分）

(エ) 決算情報（現システム：株式会社 TKC）

令和元年度～令和 5 年度の全データ（最低 5 年度分）

(オ) 起債情報（現システム：株式会社日本ビジネスデータ処理センター）

全データ

(カ) 決算統計情報（現システム：株式会社 TKC）

令和元年度～令和 5 年度の全データ（最低 5 年度分）

(キ) 公会計情報（現システム：株式会社 TKC）

令和元年度～令和 5 年度の全データ（最低 5 年度分）

(2) 契約管理・業者管理システム（現システム：株式会社 TKC）

(ア) 契約情報

令和元年度～令和 5 年度の全データ（最低 5 年度分）

(イ) 業者情報

全データ

(3) 固定資産台帳システム（現システム：株式会社 TKC）

(ア) 固定資産台帳情報

全データ

(イ) 備品台帳情報

全データ

(4) その他マスタデータ（現システム：株式会社 TKC）

全データ

8. プロジェクト管理

(1) 進捗管理

作成したスケジュールに基づく進捗管理を実施すること。受託者はスケジュールと実状の差を正確に把握し、随時報告を行い、是正の必要がある場合はその原因及び対応策を明らかにしたうえで、速やかに計画を是正すること。

(2) 品質管理

機能や性能が要件を満たしているか、品質管理を実施すること。受託者は品質基準と状況の差を正確に把握し、各工程完了の都度本市に報告すること。品質及び品質管理に問題が生じた場合は、その原因と対応策を明らかにし、速やかに計画を是正すること。

(3) 課題・懸案管理

本事業を進めるにあたり懸案事項を管理し、懸案事項が顕在化した場合は課題として管

理すること。受託者は懸案事項が発生したかどうかを監視し、発生した場合は速やかに本市へ報告すること。課題発生時には速やかに対応策を明らかにし本市と協議の上、対策方法を確定し、解決するまで継続的に管理すること。

(4) 変更管理

仕様変更の必要が生じた場合、受託者はその影響範囲及び対応に必要な工数等を報告し、本市と協議の上対応方針を確定すること。

9. 提案システム要件

(1) 操作性・機能性

操作者が、特別なコンピュータに関する知識や経験がなくても、簡単に画面遷移や操作項目を選択できる機能を確保すること。特に、業務目的の情報又は処理に到達できるよう効率的な画面遷移を取り入れるほか、過度な装飾等によって画面展開が遅延しないように配慮することとする。また、画面の文字は拡大等が可能な操作者に配慮した機能を有すること。さらに、オンラインヘルプ機能を用意するとともに、帳票イメージを画面で確認し、電子ファイル保存又は帳票出力ができるものとする。

(2) EUC対応

財務情報の高度利用によって、事務の効率化を図るため、操作者が与えられた権限の範囲内で財務情報を検索、抽出し、CSV形式等でデータをダウンロードすることにより、表計算ソフト等でデータを加工する等の二次利用可能な機能を実現すること。

(3) 研修環境機能

本運用環境と分離独立した研修環境（テスト環境）を選択できること。これによりいつでも職員が自席にて研修が可能な環境の構築を実現すること。

(4) 操作権限機能

操作権限は、職員毎に予算要求権限・予算編成（査定）権限・伝票起票権限等の操作機能別に設定が可能であること。

(5) 設計

本仕様書記載の内容を満たす品質のシステム及び構成を設計すること。また、本番稼働にあたり、システムの標準的な機能は全て使用することができるように必要な構成の設計を行うこと。

10. 開発要件

(1) 開発作業

システム開発についてはパッケージをベースとして、現行機能は継承することを前提とする。また事前に開発計画を作成し、本市と協議し、承認を得たうえで以下の作業を実施すること。

(ア) マスタスケジュール、詳細スケジュールの作成

(イ) 設計書（システム要件定義）の作成

(ウ) 仕様要件を満たすために必要なカスタマイズ作業

(エ) パッケージシステムの適用

(オ) 単体、結合、総合テスト及び検証

(カ) 要件定義書、詳細設計書の作成

(キ) 打合せ議事録作成

(ク) 研修

(2) 開発体制

開発時における責任所在の明確化及びデータ流出等のセキュリティ面より、第三者への全面委託は禁ずる。但し、開発の一部を第三者に委託する場合は、本市の承認を得た場合にのみ可能とする。また、開発、納品及び保守等まで一貫した体制とすること。

(3) データ移行

現行システムの過去データ含め全データを移行すること。現行システムのデータは、本市よりCSV形式で提供する。事業実施事業者は、提供されたデータをすべて新システムに移行すること。

開発会社環境における生データを利用した試験は禁止するものとし、生データを利用する際は本市環境においてのみ可能とする。

また、本委託業務が満了し、次期財務会計システムを導入する際には、本市からの要望に応じ、関係者との協議を行い移行作業への協力を行うこととし、移行に際しては、中間標準レイアウト仕様によりデータを抽出し、無償で引き渡すこと。

11. クラウド要件

(1) 機器構成

本サービスの提供環境（機器構成など）は、本仕様を満たし、二重化等高信頼性のものとする。（詳細は財務会計システム機能要求書）

(2) サービス提供時間

原則として、24時間365日のサービス提供が可能であること。但し、以下の場合は、サービスが停止することを許容する。

(ア) 計画停止／定期保守

計画停止又は定期保守による停止を行う場合は、あらかじめ本市と協議し、承認を得ること。

(イ) SLA（サービスレベルアグリーメント）

サービス提供時間の割合は月間99.5%以上とすること。

(3) 画面表示速度

2～3秒程度の画面表示速度を確保すること。

(4) 障害対策

本サービスの提供環境（ハードウェアなど）に対して、常時監視が行われていること。また、障害等の異常が検知されたときは、直ちに現状把握と対策が実施されること。

(ア) ハードウェア障害

障害時に備えて、交換部品を常備するなど、迅速な復旧体制がとられていること。

(イ) ソフトウェア障害

障害時には至急修正が行われ、極力サービス全体が停止しないように対応がなされること。

(ウ) バックアップ

障害時に備えて、外部記憶媒体にデータベースのバックアップが定期的に行われていること。

(エ) データ復旧

障害でデータ復旧が必要となったときは、1日前の直前の状態までデータが迅速に復旧できるよう、バックアップデータ及びデータベースの更新履歴等からデータ復旧する仕組みが構築されていること。

(オ) 障害時の対応

障害時の対応について、障害復旧手順等が定められており、緊急時の連絡体制が明確にされていること。また、障害復旧手順書を本市へ提出すること。なお、障害が発生した場合には、速やかに本市に対して報告がなされること。

(5) セキュリティ対策

(ア) ネットワーク監視

外部のネットワークに接続する箇所にはファイアウォールが設置され、ファイアウォールの状況は常時監視されていること。

(イ) コンピュータウイルス対策

コンピュータウイルス対策ソフトが導入され、パターンファイルは常に最新の状態が保たれていること。

(ウ) セキュリティの脆弱性への対応

OS、ミドルウェア、アプリケーション等のソフトウェアの脆弱性が発見され、開発元から対策が提供されたときは、検証後速やかに当該対策の実施が行われること。

(エ) 個人情報保護

利用者のログイン認証を行い、アクセスログを収集でき、ユーザ ID とパスワードの一元管理が可能な仕組みを備え、ユーザ ID ごとのアクセスコントロールが可能なシステムであること。

(6) 電子決裁

必要に応じて紙決裁と電子決裁の切替ができること。

12. 導入支援

必要に応じて管理者及び一般職員向けの研修を実施すること。なお、研修時の環境（場所）については本市にて用意し、機材及びマニュアルについては事業実施事業者が用意すること。

(1) 研修

システム本稼働前にシステムを利用する全職員に向けてシステムの操作説明を実施すること。また、各システムにおける管理担当課向け職員研修も併せて実施すること。但し、研修の際に使用する職員用パソコンについては、本市で用意する。

(ア) システム利用者向け研修

①管理職向け研修

- ・対象人数：約90名（3回程度に分けて実施）
- ・システムの概要説明、操作説明（主に決裁関連）

②一般職向け研修

- ・対象人数：約580名（15回程度に分けて実施）
- ・システムの概要説明、操作説明

(イ) システム管理者向け説明

5. 提案システム範囲に合わせて、操作説明、運用・保守に関する説明（各回5名程度、それぞれ1～2回ずつ実施）

(ウ) 研修場所

研修場所は本市で準備し、研修期間は予算編成支援システム稼働前に行うこととする。研修方法については、原則集合研修を想定しているが、操作画面を共有しながら操作が行えること、かつその場での質疑応答が可能な形式であれば集合研修に限らない。

(2) マニュアル

研修時に使用したマニュアル等については、書面及びデータでそれぞれ1部納品すること。併せて、新規採用職員向けに、研修の動画データを納品すること。

13. 運用保守

システムの安定稼働に伴うサポート、障害時の対応、質疑対応、年度切替の支援等を実施すること。

(1) 保守時間

平日 9時00分 ～ 17時30分

※年末年始の12月29日から1月3日を除く。

(2) 稼働時間

24時間 365日

(3) 繁忙期対応

財政部門、会計部門等の繁忙期は、本市と協議のうえ、上記以外の時間も保守対応を実施すること。なお、本対応についても経費見積書の保守経費内で対応すること。

(4) 保守体制

保守体制は、保守の迅速性を考慮して開発要員がそのまま保守を実施すること。また、保守時間内外を問わず、緊急の場合で本市からの要求があった場合は、速やかに（当日中に対応を開始すること。）対応すること。クライアント端末については、常に最新のOS上でシステムの正常な動作が保証できること。また、システムのバージョンアップ等にかかる保守は、使用料の範囲内で対応することとし、システムの運用に支障のないように実施すること。但し、自然災害等による不測の事態が発生した場合は、別途本市と協議するものとする。

(5) システム保守

法制度改正等により、定期的に変更等が生じる場合の費用は、システム利用料の範囲内において対応すること。但し、その他変更が生じる場合は、別途本市と協議するものとする。

また、機能の追加・改善、及び不具合の改修等におけるバージョンアップ等を行う際は、システムの運用に支障がないように実施すること。

(6) 年度切替

年度末等に発生する移動情報や組織変更を本システムに反映するための支援を契約期間中は随時行うこと。

14. 監視業務

システムの安定稼働のためにソフトウェア及びハードウェア等について、監視対象、監視方法等を選定すること。システム開発時の監視設計において、本市と受託者との監視要件を詳細化し監視計画等で本市に提示し協議の上決定すること。

15. 非機能要件

(1) 基本事項

- (ア) 本市の既存情報系（LGWAN 系）ネットワークに接続するものとし、インターネットから分離された環境においても動作を保証すること。
- (イ) 自治体向け標準パッケージとして開発され、導入実績を有するシステムであること。
- (ウ) システム導入にあたり、各クライアント端末へインストール作業等が不要であること。設定等が必要な場合は、本委託業務に含むこととし、本番稼働までに完了すること。
- (エ) パッケージソフトの利用を前提とし、基本的にカスタマイズは行わず、運用保守経費の低減につとめること。
- (オ) クライアントで使用するブラウザソフトは、Microsoft edge または Google Chrome に対応していること。
- (カ) 今後、発売される Microsoft 社のクライアント OS については、遅滞なく対応するよう努力すること。
- (キ) システム導入後、長期間（5年以上）にわたりシステム保守が可能なシステムであること。
- (ク) 調達するシステムが他社開発の場合、不具合の修正に対応するための体制を維持すること。

(2) 機器の調達・プラットフォーム要件

- (ア) 本委託業務については、庁内にサーバを設置しないこと。
- (イ) システムの提供については、ホスティング、ハウジングまたは LG-WAN ASP での提供等、形態は問わない。
- (ウ) 複数サーバが必要である場合、仮想サーバ等で対応し、ハードウェア資源を最小化すること。
- (エ) 現行システムのアカウント数及びデータ容量等を勘案し、契約期間満了までに良好な稼働が可能な機器構成とすること。また、ユーザー数並びに稼働後5年間のデータ容量及び業務量を見込み、十分に対応できる機能及び性能を満たす最適なサーバ等のシステム機器を構築すること。また、将来においてデータ量が増加した場合でも、柔軟に対応できること。
- (オ) システム構築については、稼働中の他のシステムに極力影響を与えない構築方法とし、仮に影響を与える可能性がある場合は、事前に申請し、許可を得ること。
- (カ) サーバのドメイン名、コンピュータ名、IP アドレス等は本市と協議の上決定すること。
- (キ) 搬入及び設定作業については、本市と事前に協議の上決定すること。

(3) システム稼働時間・規模

- (ア) システム稼働時間については、平日・祝祭日を問わず終日利用を想定すること。但し、運用保守のための計画停止については許容する。

(イ) システムの同時アクセスは最低でも350台以上のクライアントから同時使用できること。

(3) 性能要件

(ア) 業務全般にわたり、快適に動作する画面レスポンス時間を確保することとし、経済的で容易に保守できること。

(イ) データの蓄積により処理速度に影響を及ぼすことのないようデータ構築において合理的なシステム構築を行うこと。

(ウ) 大量のDB検索等を伴わない通常の画面遷移は3秒以内の応答を目標とすること。

(エ) データ容量や利用者の増加に対して、パフォーマンスが劣化しないように適宜ハードウェア・ソフトウェアのチューニングが行えること。

(4) 信頼性要件

(ア) 不具合は、報告から修正までを原則としておおむね1か月程度とすること。

(イ) 可能な限り職員の負担なく定期的なバックアップができること。(自動処理によるものが望ましい)

(ウ) 操作履歴(ログ)が少なくとも1か月は保存できるバックアップ装置を有すること。また、データ容量を経済的に利用するため、保存データの圧縮を行うこと。

(エ) バックアップ装置で使用する消耗品については、保守料金に含めること。

16. セキュリティ要件

契約期間が終了するまで、OSを含めたシステム全体のセキュリティ上における脅威について対応すること。本システムの構築や保守運用に際しては、「四條畷市プライバシーポリシー」等の情報化関連規定を順守し、万全の対策を講じること。

(1) 脅威への対応

システムの保護について、導入時点で最新のサービスパック及びセキュリティパッチを当てることとし、運用期間中はウイルス対策を施した上で最新の保護状態を維持すること。また、システム及びOS等の脆弱性情報については速やかに報告し、対策を講じること。

(2) 機密性及び完全性の確保

庁内外からの不正な接続及び侵入、行政情報資産の漏洩、改ざん、消去、破壊、不正利用等を防止するための対策を講じること。

(3) ログ

システムログ及びアプリケーションログを取得できること。

17. 機能要件

四條畷市財務会計システム更改・運用保守賃貸借業務に係る機能要件書を参照。

但し、別紙①「基本事項」4-1-1から4-1-3(電子決裁)まで、5-2-1から5-2-2(データ移行)、及び別紙③「予算執行」1-2-2(インボイス対応)については、必須とすること。

※対応不可の場合は、失格とする。

18. 成果物

納品については書面及び電子データでそれぞれ1部ずつを基本とし、内容に修正があった場合

は都度提供すること。

- (1) 基本操作マニュアル
- (2) 新規採用職員向け研修動画データ
- (3) 監視要件
- (4) 災害復旧手順書

19. 四條畷市財務会計システム更改・運用保守貸借業務に係る機能要件回答

- (1) 四條畷市財務会計システム更改・運用保守貸借業務に係る機能要件回答書の回答について
A（基本項目）について、9割以上対応していない場合失格とする。
但し、別紙①「基本事項」4-1-1から4-1-3（電子決裁）まで、5-2-1から5-2-2（データ移行）、及び別紙③「予算執行」1-2-2（インボイス対応）については対応必須とし、A（基本項目）が9割以上対応可能な場合であっても、対応必須項目が対応不可の場合は失格とする。

20. その他留意事項

- (1) 他システムへの影響
今後、本市が他のシステム（ハードウェア及びソフトウェア）を更新した場合にあっても、今回導入するシステムによる制限が加わらないこと。
- (2) 法令遵守
事業者は、「四條畷市個人情報保護条例」及び「四條畷市セキュリティポリシー」等、各関係法令を遵守すること。
- (3) 事故報告義務
受託者は、データの漏洩、消失、紛失等の事故が発生した場合、又は本業務の履行において支障が生じた場合は、直ちにその情報を報告し、本市と協議の上解決しなければならない。また、事業者は事故への対応後、速やかに報告書を本市へ提出すること。
- (4) 本業務において取得したデータの取扱い
受託者は何人に対しても、本業務中または終了後であっても業務上知りえた情報を一切漏らしてはならない。また、本市が提供する資料を第三者に提供したり、目的外に使用したりしないこと。委託業務終了後、本市と協議の後、直ちに複写及び複製した資料等も含めて情報を消去し、再生または再利用できない状態にしなければならない。
- (5) 記載のない事項について
本業務委託について、契約書及び仕様書に明示されていない事項でも、その履行上必要な事項については、受託者が責任をもって対応すること。また、社会通念上、本契約において必要不可欠な事項と本市が判断するものについては、契約の範囲内とする。